

小松市役所地球温暖化対策実行計画

小 松 市



目次



1. 基本的な考え方	2
2. 計画期間と全体目標	3
3. 実施内容①	4
4. 実施内容②・③	5
5. 推進体制	6
6. 省エネ法に基づく取組事項	7

計画期間

2021（令和3）～2030（令和12）年度の10年間

※前期（2021～2025）、後期（2026～2030）の各5年間

計画期間は、「SDGs」や「国の地球温暖化対策計画」、「第3次こまつ環境プラン」の目標年となる2030年までの10年間とします。

中間年となる2025年までを前期として、中間目標の設定を行います。

全体目標

「温室効果ガス（CO₂）排出量の削減目標」及び「エネルギー使用量の削減目標」を設定

基準年度は、国の地球温暖化対策計画の基準年度となる2013（平成25）年度とします。

		平成25年 2013年 (基準年)	令和4年 2022年 (直近実績)	令和7年 2025年 (前期目標)	令和12年 2030年 (後期目標)
CO ₂ 排出量(全体) (t-CO ₂)		25,482	16,640 34.7%削減	13,987 45%削減	12,735 50%削減
エネルギー使用量	電気 (MWh)	33,386	25,764 22.8%削減	エネルギー使用量 32%削減 CO ₂ 排出量 13,872 t-CO ₂	エネルギー使用量 38%削減 CO ₂ 排出量 12,647 t-CO ₂
	ガソリン・軽油 (kl)	161	171 6.2%増加		
	灯油 (kl)	204	169 17.3%削減		
	ガス (千m ³)	1,281	1,196 6.6%削減		
	重油 (kl)	213	42 80.3%削減	エネルギー使用量 80%削減 CO ₂ 排出量 115 t-CO ₂	エネルギー使用量 85%削減 CO ₂ 排出量 87 t-CO ₂
		基準値	直近実績	前期目標	後期目標
コピー用紙購入量 (万枚)		1,081	1,104	7.5%削減	15%削減

※各エネルギー使用量の目標はカーボンニュートラル化等による効果分も含む

実施内容①

クリーンエネルギーの活用・省エネルギーの徹底

温室効果ガス（CO₂）排出量の多くを占めるエネルギー起源のCO₂削減と再生エネルギーへの転換は重要なテーマです。自動車の燃費や設備の省エネルギー水準が向上している中、電気などを動力源とする次世代自動車やガス等を効率的に利用するコージェネレーションの導入拡大を図っていきます。

取組



① 公用車の次世代自動車への転換【管財課】

一般車両（特殊車両除く）の計画的な低公害車（EV・PHV・HV等）への更新を推進

【目標】 ●代替不可能な場合を除き2030年度までに100%を低公害車とする

② 公共施設の省エネと再生エネルギーの導入【各施設管理担当課・環境推進課】

公共施設の新設や大規模改修時に、省エネ型建築・設備や太陽光などの再生エネルギーの導入推進

【目標】 ●E S C O事業等を含め、2030年度までに公共施設のLED照明の導入割合を100%とする

●カーボンニュートラル化された電気や都市ガス等、再生可能エネルギー導入を推進する

●公共施設の新築、更新、大規模改修時に太陽光発電設備の導入を推進する

●公共施設の新築、更新、大規模改修時にZEB Ready相当（建物におけるエネルギー使用量50%減）となることを目指す

③ 省エネルギー診断を実施【各施設管理担当課・環境推進課】

公共施設に省エネルギー診断を実施し、最適な稼働方法や最新機器への更新を推進

④ エコロジーパークこまつの発電エネルギーの地産地消の取組【環境推進課】

エコロジーパークこまつの発電エネルギーを他の公共施設へ供給し地産地消を推進



実施内容②

ペーパーレス化による省エネの推進

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図るとともに、市民の手続きの利便性の向上を目指します。電子化により紙のコスト削減やエネルギー消費の削減につなげていきます。

取組

- ①市民事業者の行政手続きや市役所内文書の電子化【スマートシティ推進課・全所属】
市民・事業者向けの電子申請・届出手続きの電子化拡大、市役所内の文書・伝票の電子化の推進
- ②会議等の電子化【スマートシティ推進課・全所属】
各種審議会のオンライン化、ペーパーレス化の推進
- ③働き方の選択肢の拡大【行政経営室・スマートシティ推進課・財政課】
フリーアドレス、テレワーク等による効率的な新しい働き方の推進



実施内容③

省エネに向けた研鑽・意識啓発

省エネ意識と行動を高めるため研修を定期的実施していきます。

取組

- ①省エネ研修の実施【環境推進課・管財課】
各所属の省エネ推進員などに省エネルギー研修を実施し、知識習得や意識啓発の推進

推進体制

各課の推進員が毎月調査表に、エネルギー使用量のデータ入力を行い、事務局においてとりまとめ、年2回報告します。報告内容に基づき各部局へのヒアリングを実施します。



調査対象項目

- ・電気使用量（月単位）
- ・燃料（ガソリン・軽油、灯油、ガス、重油）使用量（月単位）
- ・コピー用紙購入量（年単位）

省エネ法に基づく取組事項

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」）に基づき、年度のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ以上である事業者は、エネルギー管理統括者等を選任し、毎年度、国に「定期報告書（エネルギーの使用状況等）」及び「中長期計画書（中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減）」を提出する義務があります。

対象となるエネルギーは、燃料（ガソリン、重油、灯油、軽油、ガス等）や化石燃料を起源とする電気等の化石エネルギーの他、太陽光発電電気等の非化石エネルギーも対象となります。

小松市では、事業者（市長部局，教育委員会）単位で、以下のとおりとなります。

報告書等の提出

	市長部局	市民病院	上下水道局	教育委員会
定期報告書の提出	○	(市長部局に含む)	(市長部局に含む)	○
中長期計画書の提出	○	(市長部局に含む)	(市長部局に含む)	○

エネルギー管理統括者等の選任

	市長部局	市民病院	上下水道局	教育委員会
エネルギー管理統括者	○ (経済環境部長)			○ (教育委員会事務局長)
エネルギー管理企画推進者	○ ※ (環境推進課長) (管財課長)		○ 料金業務課長	○ ※ (教育庶務課長)
エネルギー管理員		○ ※ (任意)		

※印 選任・資格要件：エネルギー管理講習修了者

一部見直し 令和6年3月 小松市役所環境推進課
eco@city.komatsu.lg.jp

